

独立監査人の監査報告書

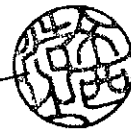
平成26年9月22日

特定非営利活動法人 CWS Japan

理事長 ファルーク・マービン・バルベーズ 殿

公認会計士 今西浩之事務所

公認会計士

今西浩之 

私は、特定非営利活動法人CWS Japanの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの平成25年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人CWS Japanと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上